

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

建築物空気環境測定業

○建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業

1 建築物空気環境測定業の登録基準

（1）規則第3条第1項第1号の表の各号の下欄に掲げる測定器（同表第2号から第6号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）及び空気環境の測定作業に必要な機械器具を有すること。

「空気環境の測定作業に必要な器具」とは、測定器固定用スタンド等をいう。

第1号 グラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として校正された機器

1年以内ごとに1回

第2号 検知管方式による一酸化炭素検定器

第3号 検知管方式による炭酸ガス検定器

第4号 0.5度目盛の温度計

第5号 0.5度目盛の乾湿球湿度計

第6号 0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

（2）空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（3）空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者

2 5年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者

3 1と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、その者が左記1（2）イの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第26条第3号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

1 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。

2 空気環境の測定結果を5年間保存すること。

3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1及び3に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、測定結果の保存は自ら実施すること。

5 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第 1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物空気環境測定業について登録を受けようとする場合には、(1) の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第 2)
- イ 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及びその者が規則第 26 条第 2 号に規定する者であること (空気環境測定実施者の資格を有すること) を証する書類 (様式第 3)
- ウ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式 5 - 1、5 - 2)
- エ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○空気環境測定実施者講習会修了者	○空気環境測定実施者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)
○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し (再登録の際は、空気環境測定実施者再講習会修了証書の写し)

3 手数料

3 5 , 0 0 0 円

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの実施者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4) の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 空気環境の測定方法
- 2) 測定器の点検、校正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- 3) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名